第十条に次の一項を加える。

法人タル代理人ニ依リテ第一項ノ請求ヲ為ス場合ニ於テ同項ノ請求書ニ当該代理人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ当該代理人ノ代表者ノ資格ヲ証スル書面ヲ提示スルコトヲ要セズ

第二十二条第一項中「又ハ外国会社ノ代表者」を削り、「申請ヲ受クベキ登記所ガ次ニ掲グル登記所ナルトキハ申請書ニ抵当証券法第三条第一項第五号ノ」を「申請書ニ当該法人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ申請書ニ当該法人ノ代表者ノ資格ヲ証スル」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項を次のように改める。

支配人等ガ法人ヲ代理シテ抵当証券交付ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ申請書ニ当該法人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ申請書ニ当該支配人等ノ権限ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第二十二条に次の一項を加える。

法人タル代理人ニ依リテ抵当証券交付ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ申請書ニ当該代理人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ申請書ニ当該代理人ノ代表者ノ資格ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

（鉱害賠償登録規則の一部改正）

第三条　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人等（支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であつて、その旨の登記がされているものをいう。第二十条第二項第二号及び第四項において同じ。）が法人を代理して第二項の閲覧の請求をする場合において、請求書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、この限りでない。

第十一条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）をも記載したときは、この限りでない。

第十一条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によつて第二項の閲覧の請求をする場合において、請求書に当該代理人の会社法人等番号をも記載したときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第二十条を次のように改める。

（添付書類等）

第二十条　登録を申請する場合において、申請人が法人であるときは、会社法人等番号を有する法人にあつては申請書に当該法人の会社法人等番号を記載し、会社法人等番号を有しない法人にあつては申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2　前項の規定は、申請人が会社法人等番号を有する法人であつて、申請書に次に掲げる登記事項証明書（商業登記法第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を添付して登録を申請する場合には、適用しない。

一　次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等によつて登録を申請する場合にあつては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

3　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものに限る。

4　代理人によつて登録を申請する場合には、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。ただし、申請人が会社法人等番号を有する法人であつて、支配人等が当該法人を代理して登録を申請する場合は、この限りでない。

第二十二条第二項中「又は外国会社」を削る。

第二十五条の二中「第二十条」を「第二十条第一項及び第四項」に改め、「代理権限を証する」を削る。

第二十六条中「第三十七条」の下に「、第三十七条の二」を加える。

（企業担保登記規則の一部改正）

第四条　企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（会社法人等番号等の提供を要しない場合）

第五条　令第八条第一項第一号の法務省令で定める場合は、申請人が同号イに規定する法人であつて、次に掲げる登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提供して登記の申請をするものである場合とする。

一　次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等（支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であつて、その旨の登記がされているものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）によつて登記の申請をする場合にあつては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

2　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。

3　令第八条第一項第二号の法務省令で定める場合は、申請人が同項第一号イに規定する法人であつて、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合とする。

（船舶登記規則の一部改正）

第五条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（所有権に関する登記の申請等における会社法人等番号の提供を要しない場合）」に改め、同条第一項中「及び二」を削り、「次に掲げる場合」を「申請人が所有権の登記名義人となる者の全ての代表者その他の業務を執行する全ての役員の資格を証する登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この条において同じ。）を提供して登記の申請をする場合において、当該所有権の登記名義人となる者が同号ロ(1)に規定する会社であるとき」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第二十一条第二項を次のように改める。

2　令第十三条第一項第四号ニの法務省令で定める場合は、申請人が所有権の登記名義人となる者の全ての代表者の資格を証する登記事項証明書を提供して登記の申請をする場合において、当該所有権の登記名義人となる者が同号ニ(1)に規定する法人であるときとする。